

関 係 各 位

津波警報発令時における練馬区立岩井少年自然の家グラウンドの
一時避難場所としての利用について

練馬区立岩井少年自然の家(建物の呼称「ベルデ岩井」)は、練馬区の教育施設として、生涯学習団体や移動教室等に年間を通じて利用されている施設です。

千葉県南房総市の岩井海岸北側の高台(海拔約 26m)にあり、津波警報発令時の安全な一時避難場所としての好条件を備えた場所にあります。

このため、練馬区教育委員会は、東日本大震災の教訓を踏まえ、人命尊重を最優先とする立場から、南房総市と練馬区の間津波警報等発令時における「一時避難場所使用に関する協定」を締結しています。そのため、協定に基づき、津波警報等の発令時には、避難が必要とされる周辺住民、岩井海岸を一時的に利用する観光客などのすべての方を対象に、災害時の一時避難場所として岩井少年自然の家グラウンド(海拔約 26m)を開放しています。

津波警報発令時の岩井少年自然の家グラウンドへの避難経路は次頁のとおりです。

なお、岩井少年自然の家の体育館や宿泊施設は、利用状況に応じて、南房総市や関係機関等と協議し、利用の可否を判断します。

平成 26 年 12 月 1 日

練馬区教育委員会

大津波警報・津波警報発令時の一時避難場所 (ベルデ岩井グラウンド)への経路

正門と 通用門の二つ経路で一時避難場所へ避難してください。

